

まち・ひと・しごと創生総合戦略

藤岡修美議員

資料1

○重要業績評価指標(KPI)(平成30年度)の達成度の状況について

基本目標・基本施策・施策	重要業績 評価指標 数(KPI数)	市の評価					実績値 なし
		S	A	B	C	D	
1 山陽小野田市の資源を活用し“安定した”雇用をつくる	11	2	1	0	6	2	0
(1) 雇用を生み出す産業力の強化	4	0	0	0	4	0	0
① 新たな雇用を生み出す産業の誘致・拡大投資の促進	2				2		
② 山口東京理科大学や地域特性を生かした産業の育成・振興・誘致	2				2		
(2) 活力ある地域産業の振興・中小企業の支援	7	2	1	0	2	2	0
① 新たなビジネスや雇用を創出する創業・事業拡大に対する支援の強化	3	1				2	
② 地域産業を支え、次世代に引き継ぐ人材の確保・育成	4	1	1		2		
2 学びの力を生かした“魅力”により新しい人の流れをつくる	22	4	0	6	9	1	2
(1) 若者・学生の定住促進	6	1	0	1	3	0	1
① 山口東京理科大学等との連携・協働による若者の定住促進	2				2		
② 若者の希望をかなえる就職支援の推進	2	1			1		
③ 女性の定着、活躍の場づくりの促進	2			1			1
(2) 山陽小野田市への還流・移住の推進	5	1	0	0	3	0	1
① 東京圏等から子育て世帯等を呼び込む定住促進	3	1			1		1
② 定住への魅力づくりとなる文化活動・生涯学習の推進	2				2		
(3) 幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興	11	2	0	5	3	1	0
① 観光資源の魅力向上と利活用	3			3			
② 情報発信とPRの充実	3	1		1		1	
③ 観光振興推進体制の充実とホスピタリティ(おもてなしの心)の向上	2				2		
④ 観光振興における広域連携の推進	3	1		1	1		

※評価 S:目標値以上を達成、A:概ね目標を達成、B:目標達成に向け順調に推移
C:やや目標達成困難、D:目標達成困難

基本目標・基本施策・施策	重要業績 評価指標 数(KPI数)	市の評価					実績値 なし
		S	A	B	C	D	
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	16	6	4	0	3	1	2
(1) 安心して子育てできる総合的な環境づくり	9	4	2	0	2	1	0
① 結婚・子育て支援の推進	2	1			1		
② 仕事と子育ての両立支援	2	1	1				
③ 妊娠・出産・健やかな成長のための保健医療サービスの充実	4	2	1		1		
④ 子どもを守る取組の推進	1					1	
(2) 次代につなぐ教育環境の充実	7	2	2	0	1	0	2
① 山陽小野田市を愛する子どもの育成	3	1					2
② 市総がかりによる地域教育力日本一の取組推進	1	1					
③ 未来を担う子どもたちを育む教育環境の充実	3		2		1		
4 持続可能で元気な“住み良い”地域社会をつくる	14	4	1	1	4	2	2
(1) にぎわいや交流を生み出す「まち」の活性化	8	0		1	3	2	2
① 交流によるにぎわいと活力ある「まち」の形成	3				1	2	
② 活力ある中山間地域づくりの推進	2						2
③ 暮らしと交流を支える公共交通の維持・活性化	3			1	2		
(2) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	5	3	1	0	1	0	0
① 地域にふさわしいバランスのとれた医療体制の充実	1	1					
② 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の構築	2	2					
③ 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の構築	2		1		1		
(3) 地域連携による経済・生活圏の形成	1	1	0	0	0	0	0
生活を支える広域連携の推進	1	1					
計	63	16	6	7	22	6	6

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

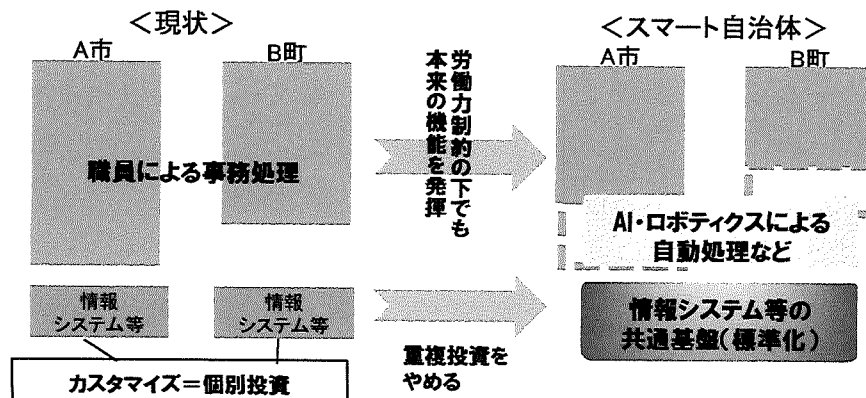
スマート自治体への転換

＜破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ＞

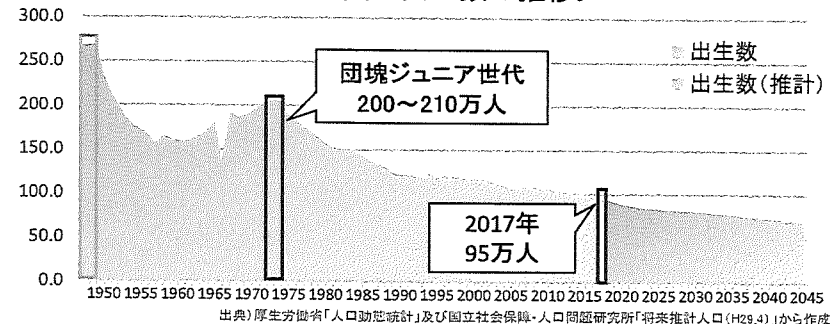
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

＜自治体行政の標準化・共通化＞

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。
- ⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないかな。



＜我が国の出生数の推移＞



公共私による暮らしの維持

＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

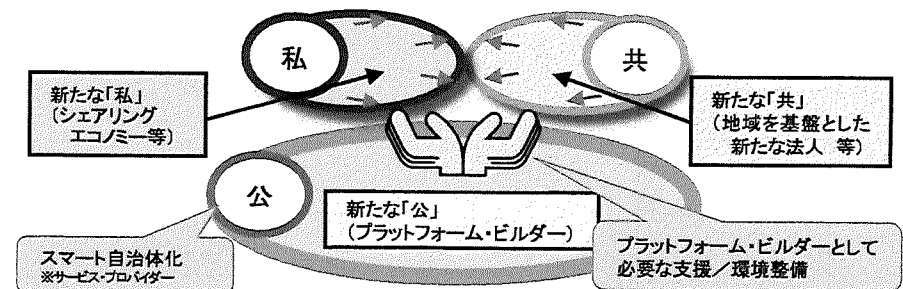
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下。
⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 公・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

＜新しい公共私協力関係の構築＞

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

＜暮らしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々の暮らしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



総合型地域スポーツクラブについて

地域住民

クラブの運営への参画（クラブマネジャー、指導者、ボランティアスタッフなど）

地域住民の自主的・主体的な運営

「総合型」=3つの多様性
多種目・多世代・多志向

会員として活動への参加

- 自分のやりたい種目に
- 複数の種目に

- 幼児から高齢者まで
- 親子で、家族で、仲間と

- 自分が楽しめるレベルで
- 自分の目的に合わせて

会費を支払う（受益者負担）

多種目 多世代 多志向

総合型地域スポーツクラブ

—多種多様な事業の展開—

定期活動

- ・スポーツ教室、スクール
- ・サークル活動（文化的活動含む）等

不定期活動

- ・医師による健康相談
- ・指導者講習会
- ・スタッフ研修会 等

クラブ運営の要となる
クラブマネジャー



会員の交流拠点となるクラブハウス



学校施設・廃校施設等を定期的・継続的な拠点として利用

連携・交流事業

- ・会員の世代間の交流を図る行事やイベント
- ・クラブ指導者の派遣による学校の授業・部活動への支援
- ・地域住民全体を対象としたイベント 等

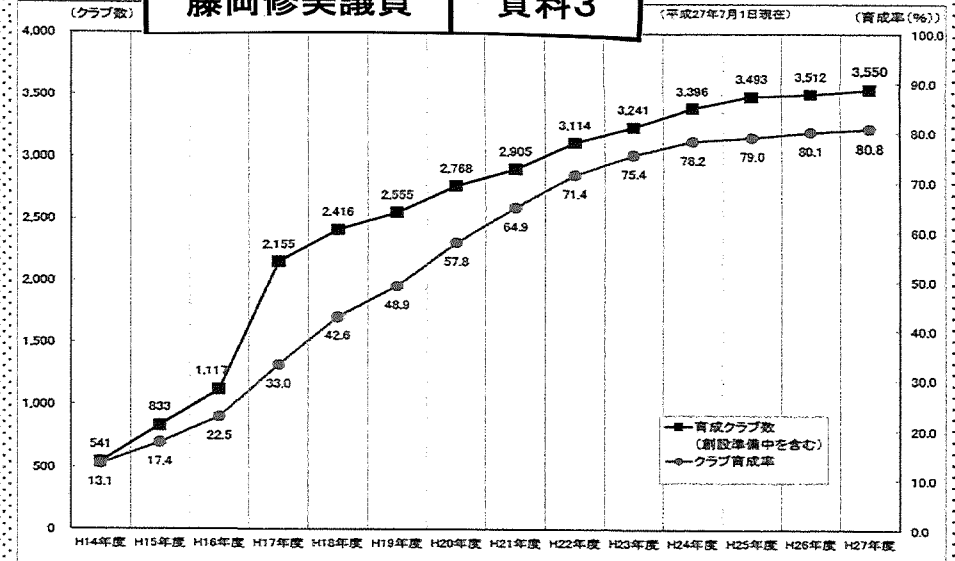
《クラブ設立の効果》

- 元気な高齢者が増えた
- 地域住民のスポーツ参加機会が増えた
- 地域住民間の交流が活性化した
- 世代を超えた交流が生まれた 等

- ・地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」が実現
- ・運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与
- ・学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

藤岡修美議員

資料3



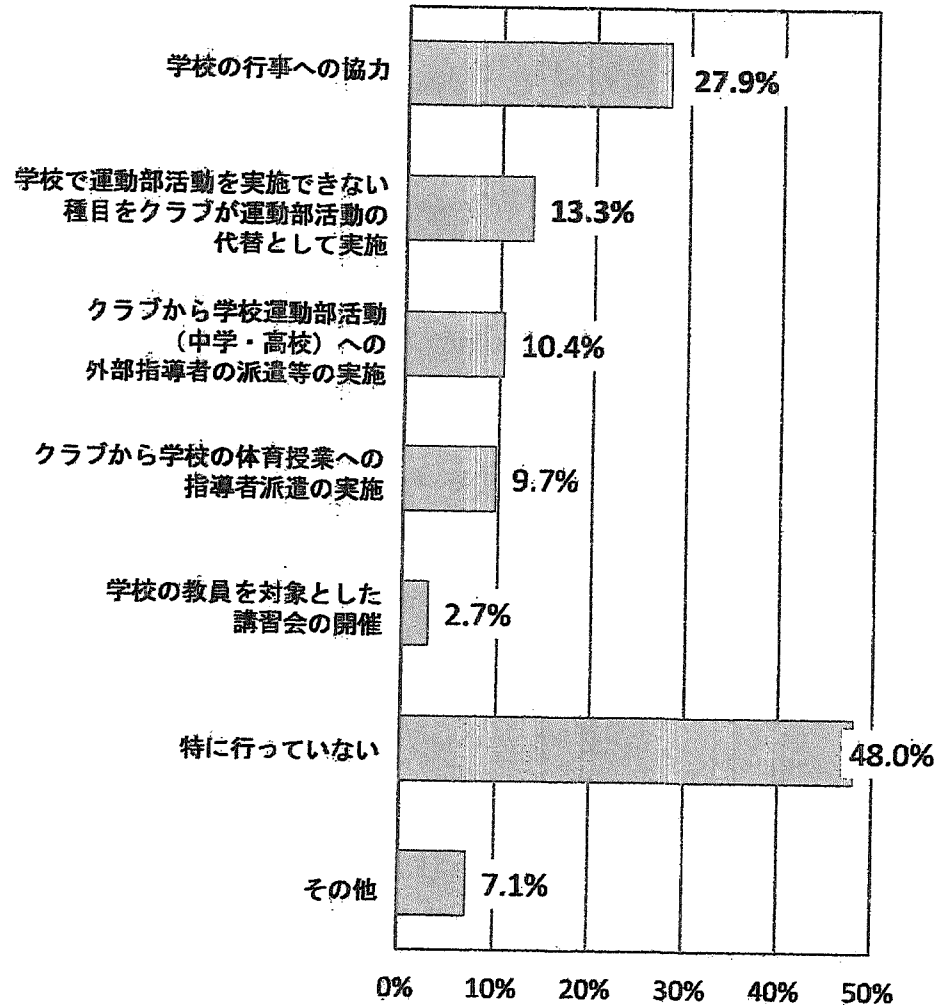
総合型地域スポーツクラブ

藤岡修美議員

資料4

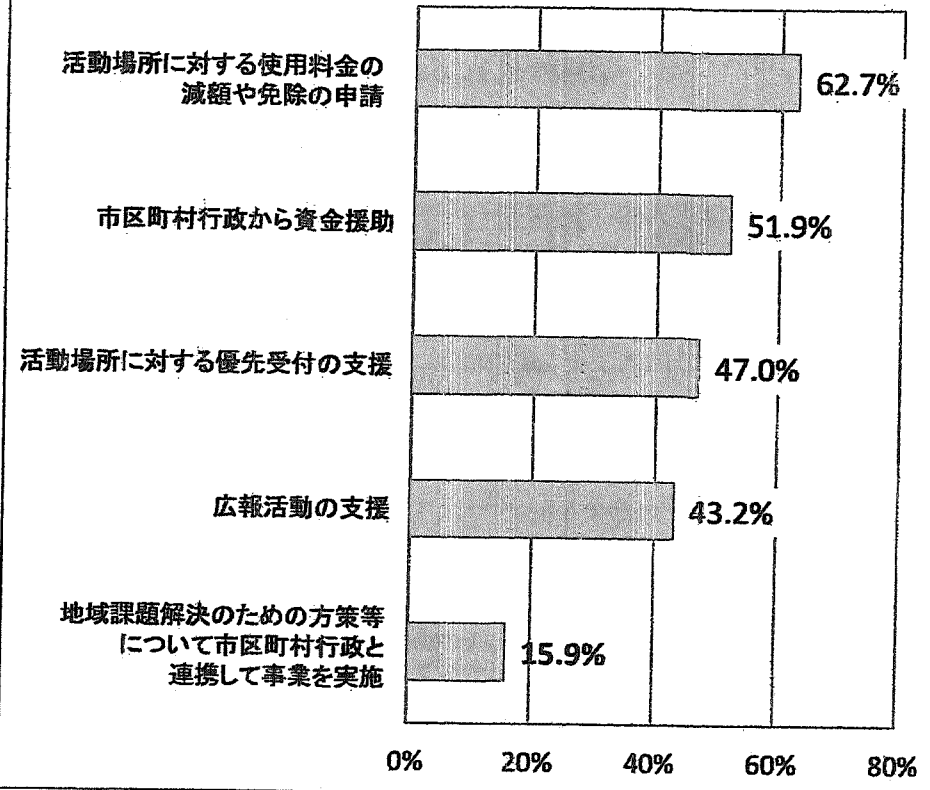
クラブの特色ある取組(複数回答)
【学校との連携】

N:1,611クラブ



クラブが受けている行政からの支援・行政との連携状況(複数回答)

N:1,857クラブ



学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

藤岡修美議員

資料5

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備**

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**I C T活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

スポーツ庁HPより

部活動指導員（会計年度任用職員）募集要項

公 募 用

項 目	内 容
1 職名	部活動指導員（会計年度任用職員）
2 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
3 任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、令和4年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
4 勤務職場	市立中学校
5 職務内容	顧問である教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応について情報共有を行うなど、連携を十分に図り、実技指導・学校外での活動（大会又は練習試合等）の引率・保護者への連絡・生徒指導に係る対応・事故が発生した場合の現場対応等の職務を行う。
6 応募資格・求められる能力	・ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと。 ・ 20歳以上の者で、学校教育に関する十分な理解を有するもの。 ・ 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域においてスポーツ、文化、科学等の分野の活動を指導した経験がある者。 ・ 生徒や教員に対し、明朗で温かな接遇を行うことができること。 ・ 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・ 自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
7 勤務時間	原則、週3日勤務とし、勤務時間数は月30時間を限度とする。 ・ 1日当たり原則として、平日は2時間以内、草加市立小・中学校管理規則第3条第1項各号に規定する休業日3時間以内とし、その割り振りは、校長が定めるものとする。 ただし、引率を伴う学校外での活動の日については、5時間以内とする。 ・ 所定勤務時間を超える勤務の有無 無
8 勤務しない日	・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
9 休憩時間	なし
10 休暇等	（有給）年次有給休暇、公民権行使、結婚休暇、忌引 等 （無給）産前・産後休暇、育児時間、生理休暇 等 ※一定の要件を満たす場合
11 報酬額	時間額1,510円 （※地域手当に相当する報酬を含めた時間額は1,600円となります。） ・ 常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給
12 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 なし
13 応募方法等	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書（指導種目を明記） (2) 申込期限 令和3年3月2日（火曜日）17時（必着） ※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時まで
14 選考方法	・ 書類選考及び面接（日程を調整し、随時実施） ・ 選考の結果及び面接の日時については、申込者本人宛てに別途通知します。
15 問い合わせ	草加市教育委員会 教育総務部 指導課 ※持参の場合は、草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4階へ 電話：048-922-2748 担当：清水